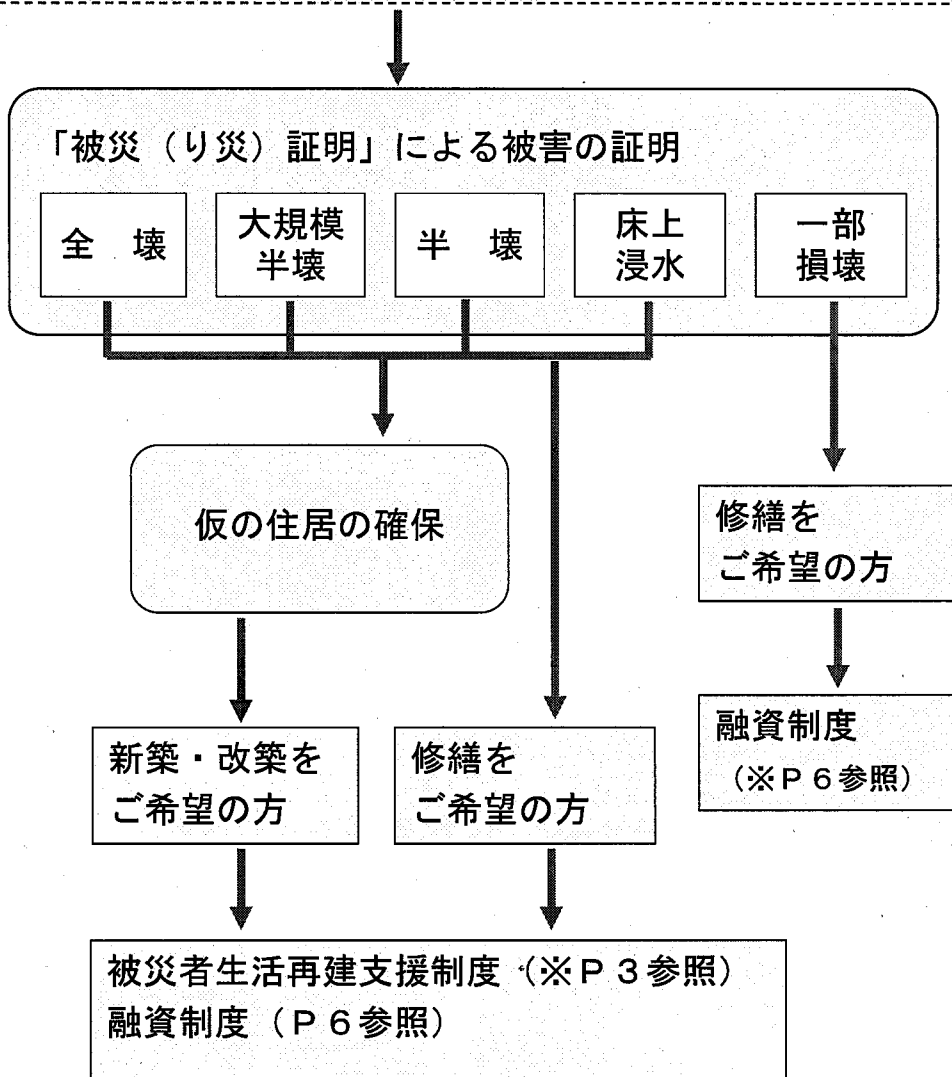


住宅の確保に向けて

◎ご自宅の再建をお考えいただくためのフロー図

ご自宅が被災された方は、「被災（り災）証明」（※P 2 参照）の交付申請をご検討願います。

※「被災（り災）証明」は、市町の「住家の被害認定調査」（応急危険度判定ではありません）に基づき交付されます。



* 被災者生活再建支援制度や融資制度の利用にあたっては、被災の状況等により要件が異なりますので、本誌該当ページでご確認ください。

「被災（り災）証明」と「住家の被害認定調査」について

「被災（り災）証明」とは、市町が実施する「住家の被害認定調査」に基づき、地震や水害、火災などで災害を受けたことを証明するものです。

税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資（住宅金融支援機構、商工融資等）の支援、保険等の支払いを受けるために必要な証明となり、建物の被害の程度（「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」、「一部損壊」など）を証明するものです。

なお、「住家の被害認定調査」が行われる前に被災された建築物の取り壊しや応急修理等をおこなう場合は、あらかじめ市町役場にお知らせいただくとともに、被害状況の写真を撮っておいていただくことをお願いします。

住宅等に関する資金の助成

ご自宅に大きな被害を受けた方を対象に、住宅の被害程度や再建方法に応じて、支援します。原則として、市町役場が発行する被災（り災）証明が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「床上浸水」の方が、ご利用できます。

1 被災者生活再建支援制度

(1) 被災者生活再建支援法（国の制度）*

①基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給する支援金

ア 対象世帯 … ご自宅が全壊等または大規模半壊した世帯

イ 支給額 … P4【表】「国の制度」に掲げる「基礎支援金」を定額で支給

i 全壊世帯：支給額(単数)75万円・(複数)100万円

ii 大規模半壊世帯：支給額(単数)37.5万円・(複数)50万円

②加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給する支援金

ア 対象世帯 … ご自宅が全壊等または大規模半壊した世帯

イ 支給額 … ご自宅の再建方法に応じ、P4【表】「国の制度」に掲げる「加算支援金」を定額で支給

i ご自宅を建設又は購入した場合：支給額(単数)150万円・(複数)200万円

ii ご自宅を補修した場合：支給額(単数)75万円・(複数)100万円

iii ご自宅を賃借した場合：支給額(単数)37.5万円・(複数)50万円

* 被災者生活再建支援法は平成23年9月2日に熊野市、紀宝町に適用されています。

(2) 三重県被災者生活再建支援事業

ア 対象世帯 … ご自宅が全壊等、大規模半壊、半壊又は床上浸水した世帯

イ 支給額 … P4【表】「県の制度」の支援額を上限として、県が市町に補助するものです。

被害を受けられた方につきましては、各市町の制度によって、支援額を支給しますので、詳細については、お住まいの市町役場にお問い合わせ下さい。

※ 被災者生活再建支援法（国制度）の適用となる部分については、本事業は適用されません。

被災者生活再建支援制度（平成 23 年 10 月 25 日現在）

【表】支援額一覧表（注 1）

（単位：万円）

被害状況・世帯構成		(1) 被災者生活再建支援制度（注 2）								
		国の制度				県の制度				
世帯構成	基礎支援金 (注 4)	加算支援金 (注 5)		計	基礎支援金 (注 4)	加算支援金 (注 5)		計		
		建設・購入				建設・購入				
全壊 (注 3)	複数	100	建設・購入	200	300	100	建設・購入	200	300	
			補修	100			200	補修	100	200
			賃借	50			150	賃借	50	150
	単身	75	建設・購入	150	225	75	建設・購入	150	225	
			補修	75			150	補修	75	150
			賃借	37.5			112.5	賃借	37.5	112.5
大規模 半壊	複数	50	建設・購入	200	250	50	建設・購入	200	250	
			補修	100			150	補修	100	150
			賃借	50			100	賃借	50	100
	単身	37.5	建設・購入	150	187.5	37.5	建設・購入	150	187.5	
			補修	75			112.5	補修	75	112.5
			賃借	37.5			75	賃借	37.5	75
半壊	複数	-	-	-	-	35	-	-	35	
	単身	-	-	-	-	26.25	-	-	26.25	
床上 浸水	複数	-	-	-	-	25	-	-	25	
	単身	-	-	-	-	18.75	-	-	18.75	

(注1) この表は、県が市町に補助する際の上限額です。実際の支給については、市町となりますので、詳しくは、お住まいの市町役場にご相談ください。

また国の制度に基づき支援を受ける場合は、県の制度と重複して支援を受けることは、できません。

(注2) 被災者生活再建支援制度の申請期限は、次のとおり定められていますので、申請もれないようご注意ください。

○基礎支援金（平成24年10月1日まで）、○加算支援金（平成26年10月1日まで）

(注3) 全壊には、半壊解体・敷地被害解体を含みます。

(注4) 基礎支援金は、該当する住宅の被害程度に応じて、いずれか1つの区分額が支援額になります。

(注5) 加算支援金は、住宅再建方法（「建設・購入」「補修」「賃借」の3区分）により異なります。複数の方法（区分）が該当する場合は、それらのうちの最も高い区分の額が最終的な支援額になります。

※ 表内の「－」部は、支援制度の対象外となります。

【お問い合わせ先】

お問い合わせ窓口	電話番号
三重県 防災危機管理部防災対策室	059-224-2189
津市 福祉政策課	059-229-3283
伊勢市 生活支援課	0596-21-5557
尾鷲市 福祉保健課	0597-23-8201
熊野市 福祉事務所社会福祉係	0597-89-4111 (内線164)
大台町 町民福祉課	0598-82-3783
度会町 総務課	0596-62-1111
大紀町 健康福祉課	0598-86-2216
紀北町 危機管理課	0597-32-3904
御浜町 健康福祉課	05979-3-0515
紀宝町 福祉課	0735-33-0339